

令和8年度事業計画

I 男女平等参画促進事業

わが国ではこれまでに経験したことのない少子高齢社会を迎えており、男女平等参画の必要性がますます高まっていることから、当協会では、令和8年度においても、北海道において一人ひとりの能力や個性が発揮され、ゆとりある暮らしの実現や様々な分野への社会参加の促進に向けて、男女平等参画の推進に資する事業展開を図る。

1 えるのす連続講座～女性大学～

本講座は、社会経済情勢の変化に対応し、男女平等参画を柱としながら、女性の社会参画に対する視座の広がりや資するよう、幅広い分野にわたって開催する。

- ・講座概要:各期とも10講座、週1講座(原則毎週火曜日・2時間)
- ・講座内容:男女平等参画、社会、経済、福祉、健康など
- ・講師:大学教授、学識経験者など

	日 程	定 員	会 場
第1期	5月26日～8月4日	140人	8階 820 研修室
第2期	10月6日～12月8日	140人	8階 820 研修室

*対面方式に加え、オンデマンド(youtube配信)による受講方式を併用する。

2 えるのす参画講演会

当協会の講師リストに登録している講師等により、道内各地域で地域の活動団体等と共催で講演会等を開催し、男女平等参画に関する道民意識の高揚を図る。

- ・道内各地域開催分の募集開始時期 : 4月

開 催 地	実 施 時 期	摘 要
札幌市以外の道内6地域	共催団体と協議	

3 男女平等参画関係法律相談

配偶者暴力やセクハラなど男女平等参画に関する法律相談のニーズに対応するため、道内各弁護士会と連携し、道内の6地域(札幌市を除く)で弁護士による法律相談を実施する。

- ・実施地域:室蘭市、函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市
- ・実施時期:7月～10月

II 女性プラザ運営管理事業

指定管理者として、道立女性プラザの管理運営を行う(令和7年度～11年度)。

管理運営に当たっては、女性プラザの利便性や機能を十分活用し、適時催しを開催するなど、道民に気軽に訪れていただく機会を増やすとともに、唯一の道立男女平等参画施設として、全道的なネットワークも生かしながら、道内各地域において女性プラザの効用が発揮できるよう取組を進める。

1 情報提供事業

(1) 情報提供フロアの利用促進

- ・図書、ビデオ等の充実：運営協議会や利用者の意見の反映
- ・国、都道府県、市町村、大学等の資料の充実

(2) ホームページの充実等

- ・提供コンテンツやお知らせ情報の充実、フェイスブック、インスタグラムの活用
- ・メールマガジンの発行(6回程度)

(3) その他

- ・機関誌「えるのす」の発行(4月、1月)
- ・交流フロアの活用：パネル展、記念日等における関連資料等の展示、他都府県等における男女平等参画に関する取組の展示、図書の紹介

2 交流・研修事業

女性プラザ祭2026、男女共同参画週間の協賛事業、他団体との連携事業、男性を対象とした事業を実施するとともに、交流フロアでイベントを開催するなど、多彩な取組を進める。

(1) 男女共同参画週間事業

① 講演会

- ・開催日程：6月23日(火)
- ・開催場所：かでの2・7 8階820研修室

② パネル展 期間中展示(6月23日～30日)

(2) 女性プラザ祭2026

(開催概要)

- ・開催時期：11月2日(月)～7日(土)
- ・開催場所：かでの2・7 8階820研修室等

(構成事業)

① 女も男もワイワイセッション：11月5日(木)

男女平等参画に関わるトークセッションや事例発表を通じて、関係団体等との交流を図るとともに、共通課題に対する認識を深める。

② 男女平等参画等に関する講演会：11月5日(木)

③ 他団体との連携事業

- ・女性セミナー
- ・女性のスキルアップに関する講演等

④ 交流フロアを活用したイベント

- ・男女平等参画に関するパネル展
- ・DVD上映会：11月2日（火）
- ・地域の素材を生かした加工食品の即売会等：11月5日（木）

(3) 他団体連携事業

団体相互のネットワークを活用するなかで、他団体と連携して多様な事業に取り組む(女性プラザ祭開催時を含め7回程度開催)。

- ・連携先：関連分野の団体、行政機関、団体、大学、NPO等
- ・事業内容：事業のPR、支援協力(会場・講師の提供、紹介・派遣等)
 - ・女性の健康、起業促進などに関するセミナー
 - ・ワークライフバランス、海外の男女平等参画に関する講座
 - ・ドメスティックバイオレンスやデートDVなどに関するセミナー
 - ・市町村や男女平等参画関連施設との連携による講演会等
 - ・講座DVDの貸出しによる講演会等の開催支援
 - ・子育て関連のセミナーやイベント

(4) ジェンダー平等出前講座

小・中学校、高校等において、アンコンシャスバイアスの解消などを目的とし、デートDVの防止等をテーマとする講座を実施する(10校程度)。

(5) 男性参画講座

男性の育児参加などの課題に対応して男性を対象にした講座を実施する。

- ・事業内容：講座のほか、交流フロアや調理室を活用した研修等を実施
 - ・男性の子育て等に関する講座、セミナー、研修(イクメン)
 - ・男性の介護に関する講座、セミナー、研修(ケアメン)
 - ・男性の地域活動や家事への参加に関する講座、セミナー(イクメン)

(6) 交流フロア活用イベント

様々なライフステージに応じた女性のエンパワーメントに資するよう、起業や子育てをはじめ、文化、健康づくりなどをテーマとした女性の自主的な活動の利用に供するほか、必要に応じて資材の提供、講師の斡旋などを行い、これらの活動を支援する。

- ・DVD上映会 ・ミニコンサート ・読み聞かせ ・絵画・写真展
- ・健康づくり(体操・ダンスの指導・実践)
- ・地域団体等による活動状況の展示・交流やPRなど

(7) 道内活動団体とのネットワークづくり

- ① プラザサポーター登録団体の拡充(現在40団体)
- ② メールマガジンの発行(6回程度)

3 調査研究事業

- (1) 道内大学等を対象としたキャンパスセクハラ等に関する調査
- (2) 道内市町村の男女共同参画施設に係る事業実施状況等調査

4 相談事業

(1) 女性のための法律相談

女性の抱える問題に法律面から対応するため、女性の弁護士による「女性のための相談室」を開設する(年 24 回)。

(実施概要)

- ・相談方法: 予約制による対面(一人 30 分)～オンライン対応可能
- ・実施日: 毎月第2・4水曜日(13時15分～15時45分)
- ・相談員: 弁護士 10 名(内定)

上岡由紀子、多田絵理子、中込律子、成田教子、
橋本佐和子、八代眞由美、安田英里佳、山口千日、山田暁子、
山田佳以(五十音順)

(2) 北海道女性の活躍支援センター

女性の活躍推進に係る総合相談支援窓口として「北海道女性の活躍支援センター」を運営する。

① 総合相談

女性のライフステージにおける様々な悩みや疑問について、支援制度に精通し、幅広い知識・経験を有する支援員が相談に応じる。

- ・時間: [月・火・木・金] 10 時～16 時 [土] 10 時～13 時
- ・方法: 対面、電話、オンライン、メール、ファックス

② 専門相談

起業に関する専門的な知識・経験を有する者(以下「専門家相談員」という)が、対面や電話で相談に応じる。

- ・日時: 支援員が申込に応じて、専門家相談員と相談日時を調整
- ・方法: 予約による対面、電話

(3) 男性のための電話相談

男女平等参画社会の実現に向け、アンコンシャスバイアスの解消などを図るため、男性の専門相談員による男性が抱える様々な悩みに応じる電話相談を実施する。

(実施概要)

- ・相談方法: 電話
- ・実施日: 毎月第1・3木曜日(19時～21時)
- ・相談員: 一般社団法人北海道臨床心理士会代表理事
飯田昭人(公認心理師・臨床心理士)

5 その他

(1) 運営協議会

女性の実践的活動拠点としての女性プラザの充実強化を図るため、利用者や有識者などで構成する運営協議会において広く意見を聴き、利用しやすい施設づくりに努める。(9月、3月)

(2) 連携施設に係る利用促進事業

かでの2・7内の道立生涯学習推進センター、道立市民活動促進センター及び道立女性プラザ(「連携施設」と総称する。)の共催により各施設の認知度向上と利用促進を目的とした合同イベントなどの利用促進事業を開催する。

(3) その他

事業の執行に当たっては、必要に応じ実施内容や実施方法等について、適宜、北海道と協議するものとする(I及びII共通)。